

第36回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年6月28日

石巻市農業委員会

第36回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年6月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 買受適格証明に基づく農地法第5条の規定による許可申請について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正について

閉 会

出席委員（19名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
11番	後藤嘉伸	委員	12番	高橋良一	委員
13番	高城邦秀	委員	14番	高橋千代恵	委員
15番	今野勝夫	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	18番	遠藤和祥	委員
19番	大橋邦雄	委員			

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	阿部勝	委員
22番	木村和広	委員	23番	渥美浩晃	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
27番	山口修一	委員	28番	加納憲夫	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	佐藤均	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	36番	榊田有司	委員
37番	西條健一	委員	38番	阿部正展	委員
39番	西條勲	委員			

事務局職員出席

西城芳光	事務局 局長	渋谷幸伸	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事
若井慎太郎	主 事		

○西城芳光事務局長 ただいまから第36回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長から挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

午後1時40分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。欠席者はありません。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番安部秀逸委員、2番佐藤克美委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は区域名をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第6号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る6月14日月曜日、午後1時30分から午後2時10分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会委員長より新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、日程第2、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思っております。これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから10ページになります。事務局より報告願います。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

資料は2ページです。理由は、借人の都合のための解約が1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は3ページからです。今月の受理件数は3件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による売買のためが2件、借人の都合のためが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。資料は6ページからです。今月の受理件数は4件で、全て河川高水位時の浸水対策として0.4mから0.6mのかさ上げ盛土を行うものでございます。

続きまして、報告第5号 買受適格証明に基づく農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。資料は9ページです。第33回定例総会で議決した買受適格者が競落人となり、許可申請書の提出がありました。許可申請内容が買受適格証明申請時と同じものであったため、総会を経ず宮城県に進達したものでございます。

続きまして、報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は10ページです。今月の受理件数は3件で、住宅敷地とするものが3件でございます。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） 以上で報告第2号から報告第6号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は11ページから16ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、借受人の経営規模拡大のための農地の売買です。申請地は、田3筆、畑2筆、合計面積2,229㎡です。

番号2番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買です。申請地は、田1筆、畑2筆、合計面積1,552㎡です。

次の番号3番と4番に関しては、耕作の利便性のための農地の交換です。初めに、番号3番の申請地は、田1筆、面積131㎡です。次に、番号4番の申請地は、田1筆、面積121㎡です。なお、交換に

よる金銭の受渡しがない等価交換です。

番号5番は、父母から子への農地の贈与です。申請地は、畑1筆、面積207㎡です。贈与税に関しては、暦年課税を選択するとのことです。

番号6番は、親から後継者である子への農地の贈与です。申請地は、田22筆、畑3筆、合計面積1万9,988㎡です。贈与税に関しては、相続時精算課税制度を選択するとのことです。

次の番号7番から番号9番に関しては、同じ借受人による経営規模拡大のための貸借です。

初めに、番号7番は、使用貸借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積338㎡です。

次に、番号8番は、7番と同じく使用貸借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積57㎡です。

番号9番は、賃借権の設定です。申請地は、畑5筆、合計面積3,289㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る6月14日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。6月の案件は、売買による所有権移転が2件、交換による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が2件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が1件、合計9件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び6月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基きまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は17ページから21ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1番、資料は17ページです。本件は、当初計画者が平成27年4月17日付、宮城県（東振）指令第34号で介護施設として許可を取得しましたが、代表者の病気などを理由に当初計画どおりに事業を進めることができなくなったため、承継者が転用目的を工事現場事務所に變更して使用するべく、承認申請をするものであります。

番号2番、資料は17ページです。本件は、事業者が令和3年2月12日付、宮城県（東振）指令第576号で工事作業用地として一時転用の許可を取得しましたが、工事計画の設計見直しによる調整を行ったため、転用期間を延長するものであります。

番号3番、資料は18ページです。本件は、事業者が令和3年2月12日付、宮城県（東振）指令第577号で工事作業用地として一時転用の許可を取得しましたが、工事計画の設計見直しによる調整を行ったため、転用期間を延長するものであります。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

6月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、資料の精査を行いました。許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 番号1番についてお聞きします。

平成27年に許可を得て、6年も経過しているわけですね。その間、事業に対する進捗状況報告等については提出がなされていたのか。

それから、今後とも工事現場事務所として利用するのか、それはいつまでなのか、その辺についてご報告願います。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○菅井泰弘主任主事 ご説明いたします。

進捗状況報告についてでございますが、進捗状況報告についての提出については確認は取れておりませんでした。

そして、工事現場事務所としての利用期間でございますが、こちらにつきましては、予定としまして令和5年の3月31日までを予定としております。

回答は以上になります。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 転用許可の場合、知事許可ですよね。ということは、出たときから3か月以内に進捗状況、それからなおかつそれでもまだ継続中であれば、1年ごとに進捗状況報告書の提出が義務づけられていると思うのです。その辺について、どういうお考えですか。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○菅井泰弘主任主事 お答えいたします。

進捗状況報告であるとか工事完了報告の提出につきましては、県のほうから督促状ということで定期的に送達はされているかとは思いますが、その結果として、事業者のほうから回答がされたということが確認できなかったというところではございましたので、ここについては事業者には厳しく注意はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 定例の農業委員会の総会において議案を審議し、許可相当としての意見を付して県に進達しているわけですよね。だから、農業委員会は必ずタッチしているわけです。それについて、進捗状況も、許可後提出がなければ、事務局としてもこちらのほうの事業者に対して求めることができるのではないですか。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○菅井泰弘主任主事 事務局からも提出のほうを求めることができるのではないかというお話ですけども、まさにそのとおりで、こちらのほうからも督促であったり、完了であったり、現状の確認、そこを踏まえた上で対応をするべきだったところであると思います。そこについては、今後こういった案件が出ないような体制を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大橋邦雄会長） そのほかにご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は22ページから23ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は22ページです。転用目的は、石碑と井戸として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、既に使用されていることから始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

6月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見についてを議題といたします。

議案書は24ページから36ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は24ページです。転用目的は、駐車場、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、既に使用されていることから、始末書が提出されております。

番号2番、資料は24ページです。転用目的は、太陽光発電設備として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号3番、資料は24ページからです。転用目的は、太陽光発電設備として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号4番、資料は26ページです。転用目的は、太陽光発電設備として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号5番、資料は27ページです。転用目的は、太陽光発電設備として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号6番、資料は27ページです。転用目的は、太陽光発電設備設置時の資材置場として使用賃借権を設定し、一時転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号7番、資料は27ページです。転用目的は、太陽光発電設備設置時の通路として使用賃借権を設定し、一時転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号8番、資料は28ページです。転用目的は、太陽光発電設備として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、既に使用されていることから始末書が提出されております。

番号9番、資料は28ページです。転用目的は、駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、既に使用されていることから始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

6月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行い

ました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は37ページから136ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。今月の受付件数は、中間管理事業による一括方式による集積156件、802筆、約122.7ha、所有権移転4件、19筆、約1.6ha、合計160件、821筆、約124.3haでございます。

中間管理事業一括方式による集積156件で、番号1番から番号156番、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸する案件。

貸借期間、5年から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、4,000円から4万円、畑、4万円となっております。米による物納、20kgから105kgとなっております。

所有権移転4件で、認定農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価6万6,000円から70万円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の承認についてご報告申し上げます。

6月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申入れのありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受けるもの及び所有権の移転を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の156件及び所有権移転の4件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から検討結果の報告がありました。まず一括方式から審議いたします。その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに一括方式の番号44番を議題といたします。議案書は63ページから64ページになります。

ここで議長を遠藤会長職務代理者と代わります。

〔議長を会長から会長職務代理者に交代〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。

議席番号 番 委員は退席願います。

（ 番 委員 退場）

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 本案番号44番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 異議なしと認め、本案番号44番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 番 委員は入場願います。

（ 番 委員 入場）

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 議席番号 番 委員に申し上げます。本案番号44番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして議長職を大橋会長にお返しいたします。

〔議長を会長職務代理者から会長に交代〕

○議長（大橋邦雄会長） 次に、番号48番を議題といたします。議案書は66ページとなります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号48番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号48番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号48番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号117番から121番を議題といたします。議案書は115ページから117ページとなります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号117番から121番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号117番から121番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号117番から121番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号131番から133番を議題といたします。議案書は121ページから122ページとなります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号131番から133番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号131番から133番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●委員は入場願います。

（●番●委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号●番●委員に申し上げます。本案番号131番から133番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号154番から156番を議題といたします。議案書は132ページから133ページとなります。

議席番号●番●委員は退席願います。

（●番●委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号154番から156番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号154番から156番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●委員は入場願います。

（●番●委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号●番●委員に申し上げます。本案番号154番から156番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、一括方式のうち、ただいま決しました番号44番、48番、117番から121番、131番から133番並びに154番から156番を除いた143件について審議いたします。議案書は37ページから133ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式143件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案一括方式143件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。議案書は134ページから136ページになります。ご

意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転4件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転4件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

議案書は137ページ及び別冊1になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○渋谷幸伸事務局次長 それでは、議案第6号 石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、農地法の規定に基づき実施する利用状況調査に係る農地分類につきまして、本年6月14日付で農林水産省から通知のあった遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領についての内容に対応する必要があるため、石巻市農地利用状況調査等実施要綱別表第1における農地の判定区分を改正いたしたく、議決を求めるものであります。

別冊1の表紙を御覧ください。内容としましては、実施要綱第9条に規定する別表第1につきまして、これまで11分類であった項目を、記載のとおり8分類、8項目へと表の全部を改めるものでございます。

なお、別冊1に、別表第1の新旧対照表及び改正後の要綱全文を記載しておりますので、ご確認お願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
高橋委員。

○12番高橋良一委員 現行の不良の保全管理、減反絡みだと思うのですが、不良の保全管理、これについては、改正後はどの分類になるのか。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○山本万里主任主事 ご説明申し上げます。

良保全管理と不良保全管理、以前はそういうふうに2つに分けておったのですけれども、草刈りを年1回以上やっているかどうかというところで判断基準にいただきまして、3番の保全管理、これはこの説明にありますように、耕起または草刈り、除草剤散布も含まれますが、これら年1回以上行

われている農地というところでの判断になります。これが行われていなければA分類のほうに入るかと存じます。

以上です。

○議長（大橋邦雄会長） そのほかご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第36回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時26分 閉会